

佐賀市社会福祉協議会福祉功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉に功労のあった者を表彰し、この功績を讃え、もって社会福祉事業の振興発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、原則として当該年度の4月1日を基準日として、次の各号の一に該当する場合に行う。ただし、民生委員・児童委員については、当該年度の11月30日を基準日とする。

(1) 社会福祉団体の役員（校区の役員以上）で、10年以上役職にあり、40歳以上の者で特に功績顕著である者

(2) 民生委員・児童委員として、9年以上活動し、特に功績顕著な者。ただし、6年以上活動し、在任中に死亡された者を含む。

(3) 社会福祉に関するボランティアとして、10年以上活動し、特に功績顕著にして現に活動をしている団体

(4) 福祉協力員として12年以上活動し、特に功績顕著と認められる者

(5) 金品等の寄付行為により社会福祉の増進に尽くした篤志者又は団体で、真に他の模範とするに足ると認められる者

(6) その他特に表彰する必要があると本会会長（以下「会長」という。）が認める者

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉事業関係の功労により厚生労働大臣、県知事、市長、全国社会福祉協議会会長、九州社会福祉協議会連合会会長及び県社会福祉協議会会長の表彰又は、これに相当する表彰を受けたことのある者は除くものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、佐賀市社会福祉大会において行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、別途行うものとする。

2 表彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによって行うものとし、併せて記念品を贈ることができるものとする。

(候補者の推薦・選考)

第4条 表彰の推薦は、被表彰者の属する団体より会長に対して、社会福祉事業功労者推薦書（個人は様式1を、団体は様式2）の提出をもって推薦するものとする。

2 表彰の決定は、審査会に諮って会長がこれを決定する。

3 審査会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 会長の指名する委員

4 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。